

建設工事における予定価格 の事前公表について

平成17年12月16日
17管6792号の1
総務部長依命通達

本庁各部各課（室）長
警察本部長
教 育 長
各委員会（委員）事務局長
県議会事務局長
各出先機関の長

公共工事における入札・契約手続の透明性・客観性・競争性のより一層の向上に資するため、予定価格の事前公表につきましては、予定価格が250万円を超える工事を対象に実施しておりますが、公表の対象を拡大し予定価格が250万円以下の工事についても実施することとなりました。

については、実施上の手続を下記のとおり定め、平成18年1月1日以降に入札を行う建設工事から適用することにしたので、内容を十分に理解の上、適切な事務処理をお願いします。

なお、「建設工事における予定価格の事前公表について」（平成14年12月24日14管行第137号の1総務部長依命通達）は、平成17年12月31日をもって廃止します。

上記のとおり命により通達します。

記

1 公表の対象について

予定価格の事前公表の対象となる工事は、県発注の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するもの）のうち競争入札に付するものとする。

2 公表の方法について

公表の方法については、次に掲げる方法とする。

- （1）一般競争入札方式及び公募型指名競争入札方式においては、入札日から建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に定める期間前までに掲示すること。
- （2）通常型指名競争入札方式においては、「県の発注に係る工事等の指名・入札結果公表について」（昭和57年6月22日57管第224号総務部長依命通達）における指名結果表の閲覧によること。
- （3）一般競争入札方式については入札参加確認通知書により、また、指名競争入札方式については入札者の指名の通知の際に併せて通知すること。

3 随意契約の制限について

競争入札に付し落札者がいない場合においても、随意契約できないものとする。

建設工事における最低制限 価格等の事前公表について

平成17年12月16日
17管6792号の2
総務部長依命通達

本庁各部各課（室）長
警察本部長
教 育 長
各委員会（委員）事務局長
県議会事務局長
各出先機関の長

公共工事における入札・契約手続の透明性・客観性・競争性のより一層の向上に資するため、最低制限価格等の事前公表につきましては、予定価格が250万円を超える工事を対象に実施しておりますが、公表の対象を拡大し予定価格が250万円以下の工事についても実施することとなりました。

については、実施上の手続を下記のとおり定め、平成18年1月1日以降に入札を行う建設工事から適用することにしたので、内容を十分に理解の上、適切な事務処理をお願いします。

なお、「建設工事における最低制限価格等の事前公表について」（平成14年12月24日14管行第137号の5総務部長依命通達）は、平成17年12月31日をもって廃止します。

上記のとおり命により通達します。

記

1 公表の対象について

最低制限価格又は低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）の事前公表の対象となる工事は、県発注の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するもの）のうち競争入札に付するものとする。

2 公表の方法について

公表の方法については、次に掲げる方法とする。

- （1）一般競争入札方式及び公募型指名競争入札方式においては、入札日から建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に定める期間前までに掲示すること。
- （2）通常型指名競争入札方式においては、「県の発注に係る工事等の指名・入札結果公表について」（昭和57年6月22日57管第224号総務部長依命通達）における指名結果表の閲覧によること。
- （3）一般競争入札方式については入札参加確認通知書により、また、指名競争入札方式については入札者の指名の通知の際に併せて通知すること。